

## 国立音楽大学と武蔵村山市との連携・協力に関する包括協定書

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

国立音楽大学（以下「甲」という。）と武蔵村山市（以下「乙」という。）とは、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の資源をもって相互の密接な協力と連携により、協働のまちづくりを推進するとともに、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成及び発展に寄与することを目的とする。

平成29年8月3日

### (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

甲 東京都立川市柏町五丁目5番地1

- (1) 地域貢献のための各種事業に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 文化的育成・発展に関すること。
- (4) 健康及び福祉の向上並びに子育ての支援に関すること。
- (5) 地域の防災活動に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

国立音楽大学

2 連携に関する具体的な内容については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

学長

武田忠善

### (連絡協議会)

第3条 前条第1項に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、連絡協議会を設置する。

乙 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

2 連絡協議会の組織及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

武蔵村山市

### (費用の負担)

第4条 第2条第1項に掲げる事項の個別事業に関わる費用については、甲及び乙が協議の上、別に定める。

武蔵村山市長

藤野勝

### (有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年後の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。